

住所変更に伴う土地・建物の表示変更登記について

愛知用土地改良区（春日井地区）の換地処分に伴い、平成26年8月16日（土）から区域内の住所が変更になります。

対象となる住民のみなさまにはすでに住所変更手続きについて案内を送付しておりますが、特に問い合わせの多い土地・建物の所有者の表示変更登記について、手続きの方法をご案内します。

【問い合わせ先 名古屋法務局春日井支局 電話 0568-81-3210】

表示変更登記の期間

住所変更登記手続きについて、手続きを行う期限はありませんが、換地処分の登記を行うため年内（12月末まで）は登記事務を停止する予定ですので、手続きは登記事務停止解除後に行っていただくようお願いします。

登録免許税

土地・建物の変更登記の申請に必要な登録免許税は、春日井市役所9階都市政策課で発行される「町名地番変更証明書」を添付すれば、免除されます。

※平成26年8月18日（月）以降、1年間無料で発行いたします。

個人所有の土地・建物の場合

- ① 必要書類 登記申請書 … 1通
- 町名地番変更証明書 … 1通
- 代理権限証書（委任状）（代理申請の場合のみ） … 1通
- ② 申請人 登記簿に記録されている所有者（所有権の登記名義人）

法人所有の土地・建物の場合

- ① 必要書類 登記申請書 … 1通
- 代理権限証書（委任状）（代理申請の場合のみ） … 1通
- 変更証明書（添付省略）
- ② 申請人 代表取締役

※必ず会社等の商業・法人登記における本店変更登記を先に済ませてから手続きを行ってください。